

宇部市公共下水道西部処理区運営事業 基本協定書（案）（令和 6 年 12 月 20 日（改訂版）） 新旧対照表

頁	条	項	号	項目名	基本協定書（案）（初版）	基本協定書（案）（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）
					宇部市公共下水道西部処理区運営事業 基本協定書（案） 令和 6 年 10 月 25 日 宇部市土木建設部	宇部市公共下水道西部処理区運営事業 基本協定書（案） 令和 6 年 10 月 25 日（初版） 令和 6 年 12 月 20 日（改訂版） 宇部市土木建設部
2	第 4	1	5	SPC の設立	（5） SPC の定款の事業目的が本事業の遂行に限定されていること。	（5） SPC の定款の事業目的が本事業の遂行及び市が書面により承諾した事項に限定されていること。
3	第 5	1	3	SPC の株主	（3） 本議決権株主は、第 1 号の規定に従い市の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、又は前号の規定に従い市の承認を得たうえで本議決権株主の発行を承認する株主総会において議決権を行使しようとする場合には、当該処分先又は割当先をして、別紙 2 記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。	（3） 本議決権株主は、第 1 号の規定に従い市の承認を得たうえで、その所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、又は前号の規定に従い市の承認を得たうえで本議決権株式の発行を承認する株主総会において議決権を行使しようとする場合には、当該処分先又は割当先をして、別紙 2 記載の誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。
6	第 11	1		実施契約の不成立	第 1 1 条 本優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由（前二項に規定する事由を含むが、これらに限られない。）により、令和7 年12 月●日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、以下のとおりとする。	第 1 1 条 本優先交渉権者構成員の責めに帰すべき事由（前二条に規定する事由を含むが、これらに限られない。）により、令和 7 年 12 月●日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合、以下のとおりとする。
7	第 11	3		実施契約の不成立	3 市及び本優先交渉権者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由（運営権の設定又は実施契約の締結について市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、令和7 年7月11日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合は、既に市及び本優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。	3 市及び本優先交渉権者構成員のいずれの責めにも帰すべからざる事由（運営権の設定又は実施契約の締結について市議会の議決が得られなかった場合を含む。）により、 令和 7 年 12 月●日までに実施契約の締結に至らなかった場合又は本協定締結後のいずれかの時点において実施契約の締結に至る可能性がないと市が判断した場合は、既に市及び本優先交渉権者構成員が本事業の準備に関して支出した費用その他の損害又は増加費用については各自これを負担するものとして相互に債権債務関係の生じないことを確認する。
12	別紙 2	4			4 当社は、第1号の規定に従い市の承認を得たうえでその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、又は前号の規定に従い市の承認を得たうえで本議決権株式の発行を承認する株主総会において議決権を行使しようとする場合には、当該処分先又は割当先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。	4 当社は、第 2 号の規定に従い市の承認を得たうえでその所有に係る本議決権株式を処分しようとする場合、又は前号の規定に従い市の承認を得たうえで本議決権株式の発行を承認する株主総会において議決権を行使しようとする場合には、当該処分先又は割当先をして、本誓約書と同様の内容の誓約書をあらかじめ市に提出せしめるものとする。

※本新旧対照表と基本協定書（案）及び基本協定書（案）（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）に相違があった場合は、基本協定書（案）及び基本協定書（案）（令和 6 年 12 月 20 日改訂版）に表す内容を正しいものとする。